

(別添2)

労 審 発 第 4 6 7 号  
平成 1 9 年 7 月 2 4 日

厚生労働大臣  
柳澤 伯夫 殿

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫

平成 1 9 年 7 月 2 0 日付け厚生労働省発職第 0 7 2 0 0 0 2 号をもって諮問のあった「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」等については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」及び別紙 2 「記」のとおり。

平成 19 年 7 月 20 日

労働政策審議会

会 長 菅 野 和 夫 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 大 橋 勇 雄

「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する  
法律の施行期日を定める政令案要綱」等について

平成 19 年 7 月 20 日付け厚生労働省発職第 0720002 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

#### 記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

なお、労働者側委員から、外国人雇用状況の届出に係る個人情報の取扱いに当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、その保護に万全を期すとともに、法務大臣からの情報提供の求めに対しては、その目的・必要性等を慎重に検討し、厳格な運用を図るべきとの意見があった。

平成19年7月24日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会

分科会長 今野 浩一郎

「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」等について

平成19年7月20日付け厚生労働省発職第0720002号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記の通り報告する。

記

「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱」等について、厚生労働省案は、妥当と認める。